

学校法人兵庫医科大学公的研究費に係る誓約書取扱要領

平成 27 年 3 月 17 日制定

2021 年 6 月 7 日一部改正

2022 年 4 月 1 日一部改正

- 1 この要領は、「学校法人兵庫医科大学公的研究費管理・監査規程」第 9 条の規定に基づき誓約書の取扱いについて定める。
- 2 公的研究費による研究を遂行する研究者等は、所定の誓約書（研究者用：様式 1）を年度ごとに学長に提出しなければならない。
- 3 公的研究費を事務担当者として管理する事務職員等は、所定の誓約書（事務職員用：様式 2）を年度ごとに学長に提出しなければならない。
- 4 本法人と公的研究費による取引を行う業者等（メーカー及び諸費支出扱い（ネット販売等）は除く。）は、所定の誓約書（取引業者用：様式 3）を理事長及び学長に提出するものとする。ただし、提出後 3 年間は新たな提出を要しないものとする。
- 5 この要領に関する事務は、大学事務部が行う。
- 6 この要領の改廃は、理事長が行う。

年 月 日

誓 約 書

兵庫医科大学 学長殿

(自 署)

私 _____ は、_____ 年度に受給する公的研究費による研究を遂行するにあたり、以下のことを誓約します。

1. 公的研究費は国民の税金で賄われていることを認識し、国等の配分機関や本法人の定める全てのルールを遵守し、研究を適正に遂行します。
2. 本法人の行動規範を遵守し、不正使用及び不正行為(以下「不正」という。)は行いません。
3. 自身が執行した公的研究費について、内部監査室等による監査や不正を行った疑いにより調査を行うこととなった場合は、それに最大限協力します。
4. 万一、国等の配分機関や本法人の定めるルールに違反して不正を行った場合は、配分機関や本法人の処分及び法的な責任を負担します。
5. (研究組織の長を務める場合)自身の研究組織における関係者(研究分担者や事務担当者等)に対して、その者が国等の配分機関や本法人の定めるルールに違反することがないよう管理し、注意喚起を行います。
6. 自身が所属する研究組織において、関係者(研究代表者、研究分担者及び事務担当者等)が国等の配分機関や本法人の定めるルールに違反した場合は、通報窓口である内部監査室に通報します。

年 月 日

誓 約 書

兵庫医科大学 学長 殿

(自 署)

私 _____ は、_____ 年度に公的研究費を事務担当者として管理するにあたり、以下のことを誓約します。

1. 公的研究費は国民の税金で賄われていることを認識し、国等の配分機関や本法人の定める全てのルールを遵守し、公的研究費の管理を行います。
 - ① (発注を行う場合) 学校法人兵庫医科大学固定資産及び物品調達規程等に定めるルールを十分に理解した上で、適切に発注を行います。
 - ② (現場検収を行う場合) 公的研究費にかかる物件調達について(取扱要領)等に定めるルールを十分理解した上で、適切に検収を行います。
2. 本法人の行動規範を遵守し、不正使用及び不正行為(以下「不正」という。)は行いません。
3. 研究者から不正を行うように指示された場合や不正に関与するように指示された場合は、それに従わず、通報窓口である内部監査室に通報を行います。
4. 自身が管理又は事務を行った研究課題が、内部監査室等による監査又は不正を行った疑いによる調査の対象となった場合は、それに協力します。
5. 万一、国等の配分機関又は本法人の定めるルールに違反して不正を行った場合又は研究者が行った不正に関与した場合は、配分機関や本法人の処分及び法的な責任を負担します。

誓約書

学校法人兵庫医科大学 理事長 殿
兵庫医科大学 学長 殿

当社(当法人)は、貴法人との公的研究費による取引に際して、以下の事項を遵守することを誓約します。

1. 貴法人の公的研究費に係る関係諸規程等を遵守し、いかなる不正取引にも関与しません。
2. 貴法人との物品等の取引に際しては、公正・公明かつ適切な処理を行い、また納品時の検収業務について協力します。
3. 貴法人の内部監査その他調査において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
4. 万一、当社(当法人)に不正取引が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分に対しても異議は申しません。
5. 貴法人の構成員から不正な手段や不透明な行為等の依頼があった場合には、貴法人の通報窓口に通報します。
6. 公的研究費の全部又は一部が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正に対応します。

年 月 日

住 所:
社名または法人名:
代表者役職・氏名:

Ⓜ